平成２８年（フ）第５３５号
大阪府松原市南新町１丁目４番５号、前住所大阪市西成区太子２丁目１番３号　マンションパブリック711号
債務者　杉山　伸二
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
大阪府富田林市川面町１丁目８番39号―202
債務者　三瀬　義明
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０００号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地３棟601号
債務者　永野美可子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１００１号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地３棟601号
債務者　永野　拓哉
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２３号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　47棟103号
債務者　入江　良子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０７５号
福岡市南区老司５丁目23番２号
債務者　橋本　五月
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９号
盛岡市長田町３番10―801号、旧住所盛岡市本町通１丁目10番10―1002号
債務者　山川　あや
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８１号
岩手県紫波郡紫波町日詰字石田７番地１　高亀貸家
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９０号
盛岡市本宮１丁目32番24号
債務者　田村　秀雄
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０５号
盛岡市松園３丁目１番６号、旧住所盛岡市緑が丘４丁目10番40号　２階
債務者　久保田一成
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０７号
盛岡市西青山１丁目16番10―302号
債務者　木村　里恵
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０８号
宮城県多賀城市南宮字八幡194番地　プレジール参番館101号
債務者　阿部　貴充
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
仙台市若林区新寺４丁目２番30―505号
債務者　伊藤満理子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
仙台市青葉区中山９丁目13番２号　プルミエ203
債務者　青木　拓子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
茨城県常総市豊岡町乙1366番地１
債務者　古谷喜代美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２１号
群馬県沼田市材木町1298番地　丸山アパート13号
債務者　齋藤　晴美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
千葉県館山市那古1675番地　市営住宅１―204
債務者　福井　　徹
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第６２号
長野市三輪５丁目４番0601号
債務者　和田　晃弘
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係